防府市上下水道局リフレッシュ休暇実施要綱

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、職員が計画的に一定期間の連続休暇を実施することにより、心身のリフレッシュとゆとりある生活の実現を図り、もって士気の高揚と組織の活性化に資することを目的とする。

(性格)

第2条 この要綱に定めるリフレッシュ休暇(以下「休暇」という。) は、防府市上下水道局企業職員就業規程(以下「規程」という。)第 14条別表第2第25号の「その他任命権者が特に必要と認める」 特別有給休暇とする。

(付与日数)

第3条 連続する3日以内の期間

(休暇の申請)

第4条 当該年度において職員が継続15年及び継続25年に達する 場合で任命権者が認めた者。

(休暇の申請)

第4条 休暇の請求については、規程第15条第1項による。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、当該年度に55歳に達する職員で定年退職までに勤続25年に満たない職員についても適用する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。